【規程番号　神女大短Ⅰ－014】

神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館運営委員会規程

（趣 旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館規則第４条の規定に基づいて設置された神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、図書館長の諮問に応じ、次の事項について審議する。

(1) 図書館の蔵書計画及び運営の大綱

(2) 図書館に関する諸規程の制定及び改廃

(3) その他図書館運営上の重要事項

（構 成）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 図書館長（委員長）

(2) 図書館次長

(3) 各学科・課程から選出された教員各１名

(4) 図書館長が推薦する委員

(5) 各キャンパス図書館事務職員の代表者

（任 期）

第４条　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合、各学科は補充委員を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

（運 営）

第５条　委員会の運営は、次に定めるところによる。

(1) 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(2) 委員会は、定例として年２回開催する。

(3) 委員長が必要と認めた場合又は委員の過半数からの要請があった場合は、臨時の委員会を開催することができる。

(4) 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(5) 委員会の記録は、図書館事務室において保管する。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学図書館運営委員会規程及び神戸女子大学短期大学図書館運営委員会規程は廃止する。